

## 女性活躍推進法に係る事業主一般行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 2024年4月1日 - 2026年3月31日

### 2. 課題

女性社員は事務職やサービスデリバリー職に偏っており、営業職及び営業関連の顧客対応職（営業、マーケティング等）に就いている女性社員は、現在同職19名中1名しかいない。

### 3. 目標と取組内容

<目標>：営業職及び営業関連の顧客対応職の女性社員数を現行の1名から以下のとおり増加させる。

2名 - 2025年3月31日まで

4名以上 - 2026年3月31日まで

#### <取組内容>

##### ●2024年4月以降

1. 全社員に対し、時間外・休日労働の制限及び管理について説明会により改めて周知し、浸透を図る。
2. 全社員に対し、ハラスメント対応窓口を改めて周知し浸透を図る。
3. 全社員に対し、定期的に有給休暇取得促進を図る。
4. 育児をする社員に対するより柔軟な勤務体系その他サポート導入の検討を行う。
5. 女性の応募者を増やすため、上記取り組みと女性が長く活躍できる業務や職場であることを候補者や採用エージェントにアピールする
6. 紹介キャンペーンを立案／開始する： ジェンダー・ダイバーシティに特化した紹介キャンペーンへの参加を日本の従業員に奨励する。
7. マーケティングチームと協力して採用マーケティングを行う： マーケティングチームと協力し、LinkedInを含む様々なソーシャルメディアプラットフォームで日本の女性社員のストーリーを紹介する。

##### ●2024年10月以降

1. 育児をする社員に対するより柔軟な勤務体系その他サポート導入を行う。